

法学教室

1982年12月号(第27号)

裁判の傍聴

訴訟法を研究していながら、自分で実際に裁判を傍聴するのは、正直いって、稀である。話に聞くように、書面の交換に終始する弁論などは、みにいったつてつまらないというのが、私なりの口実であった。

しかし、この夏、朝から暑い日だったが、嫌煙権訴訟の弁論が開かれるという話を聞いて、東京地裁へ傍聴に出かけた。

やがて開廷し弁論が始まると、私の前の列の傍聴者の一人が、ノートを出して、熱心にメモをとりだした。「おや、近頃はメモが許されるようになったのかな」と思つてみると、まもなく、廷吏がやってきて、彼になにやら耳打ちした。すると、彼は、とくべつ抗議する風でもなく、すぐに、ノートを鞄にしまい、なにもなかつたように、再び弁論を聞き出した。

その間、法廷の主人公たちの間では、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」は、たゞここに含まれているような天然に含まれる物質をも規制の対象にしたものかどうかについて、口頭のやりとりが行われていた。

いつたい、いつの頃から、どういう理由で、傍聴者にメモを禁じるようになつたのだろうか。私はまだ調べていない。また、新聞記者には許されているとも聞く。

彼は家に帰つて、子供や奥さんに、裁判の模様がどんなだつたか、話すだろう。しかし、どれだけ正確に話すことができるかは分からぬ。六法をみないで聞いていた私にも、その内容は、つかみにくかつた。だから、彼がメモをとつて帰つたとしても、記者ほどには話が明確に伝えられるとはかぎらない。メモをとることは、彼の気やすめかもしれない。だが、ともかくメモを禁じられたことは、廻りの人々に、正確に伝えられるだろうと思つた。

メモをとりながら話を聞くといふのは、そうしないと眠つてしまふからと、いう人もいるだろうが、メモまでとつてゐるのは、大方、熱心な聞き手といつてよいだらう。裁判所は、そういう熱心な傍聴はありがためいわくと考えてゐるのだろうか。まさか、傍聴とは、傍らで聞くだけだと考へてゐるわけではあるまい。それとも、傍聴人が法廷にあふれないようには気をつけてゐるが、傍聴人の気持など考えたこともないし、そんな暇もない、ということなのだろうか。どつちにしろ、私が彼のように注意されたら、「なぜだ」とづいぶん腹を立てたろう。私はここまで考えて、彼の横顔をのぞいてみた。しかし、そこには、別段いぶかしげな表情もなかつた。彼は、主人公たちのドラマに、すっかり心を奪われてゐる様子だった。やはり、口頭の弁論には、廻りを圧倒する魔力があった。

(新堂幸司)